

議案第 1 2 9 号

前橋市富士見竜門公園の設置及び管理に関する条例の廃止について

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市富士見竜門公園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

前橋市富士見竜門公園の設置及び管理に関する条例（平成 2 0 年前橋市条例第 5 4 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に廃止前の前橋市富士見竜門公園の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、前橋市公園条例（昭和 3 9 年前橋市条例第 5 2 号）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。